船橋市監査委員告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年5月1日

船橋市監査委員 中 村 章 弘之 同 藤 齋 同 辪 裕 次 松 吝 誠 同 藤

監 査 対 象 機 関	措置状況報告年月日
団体名 NPO法人船橋こころの福祉協会 施設名 船橋市地域活動支援センター (部局課名 健康福祉局保健所地域保健課)	令和2年3月24日
監 査 の 結 果	措置の内容

出資団体及び指定管理者監査

- ・船橋市地域活動支援センターの管理に関する 基本協定書第29条第1項第6号では、「個 人情報を取り扱う事務(個人の氏名、生年月 日、その他の記述又は個人別に付されたし 号、記号その他の符号により個人を検索 る形で個人情報を取り扱う事務に限る。)に ついて、事務の名称、取扱目的等を記載した 帳簿を作成し、公表するとともに、甲にお しなければならない。」とされているが作成 されていなかった。
- ・所管課(地域保健課)にあっては、指摘事項 について適切な指導監督に努められたい。

本指摘の原因としては、船橋市地域活動支援センターでは個人情報を扱う事務について、それぞれ対象者へ事業説明や契約を行うための書類が整備されており、事業毎に個人情報の取り扱いに関して口頭説明及び、同意確認を行うため書類上での説明をしていたものの、帳簿作成の確認がされていなかったためである。